

4月から 下水道が利用できる 区域が広がります



下水道は、快適で住み良い生活環境の実現、川や水路などの水質保全のためには、欠かすことのできないものです。

下水道が利用されるようになってから3年以内の区域は平成25年3月末までに接続していただかないと、受益者負担金の20%減免を受けることができません。

利用手順

- 1 町が指定した下水道排水設備指定工事店と直接下水道への接続工事の契約
 - 2 指定工事店が作成した排水設備等計画確認申請書を町に申請
 - 3 受益者申告書を記入して提出
 - 4 受益者負担金の納付書を受領後、負担金を納入
 - 5 宅内排水設備工事の実施
- ※宅内の切替工事前に、し尿・浄化槽の最終清掃を実施してください。

- 6 使用開始届の提出

利用負担

下水道を利用していただくために、次の3つの費用の負担が必要となります。

・宅内排水設備工事費

下水道を利用するには、家庭の排水を下水道に接続しなければなりません。この工事費は、各個人の負担になります。

また、工事は町が指定する下水道排水設備指定工事店でなければなりません。

※ホームページで確認していただくか、下水道課までお問合せください。

・受益者負担金

下水道に接続するときに納めていただきます。



【例】負担金対象の土地を200㎡(約60坪)所有している場合
 $270円 \times 200㎡ = 54,000円$
 3年以内の接続の場合20%減免
 例の場合10,800円減免となり43,200円となります。

・下水道使用料

宅内の排水設備工事を行い下水道の使用を開始すると、下水道使用料が必要になります。

問合せ先 役場 下水道課

内線164